

○ 神戸国際大学保護者会会則

(昭和 43 年 4 月 1 日制定)

最近改正 2018 年 (平成 30 年) 4 月 1 日

第1章 総則

第1条 本会は、神戸国際大学保護者会と称する。

第2条 本会は、神戸国際大学の教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生生活の援助
- (2) 学術研究会の援助
- (3) 教育施設拡充の援助
- (4) その他必要な事業

第4条 本会の事務所は、神戸国際大学内におく。

第5条 本会の解散及び会則の変更は、総会の決議による。

第2章 組織及び会費

第6条 会員は、神戸国際大学に在籍する学生の保護者又はこれに準ずる者をもって組織する。

第7条 会員は、本会の事業運営のため次の費用を納入するものとする。ただし、既納の納付金は、如何なる理由あるも返還しないものとする。

- (1) 入会金 10,000 円を入学年次に納入する。
- (2) 会費、年額 6,000 円を前期に納入する。

第3章 役員会及び役員

第8条 本会運営のため、役員会を設ける。

第9条 役員会には、次の役員をおく。

- 会 長 (1 名)
- 副会長 (2 名)
- 幹 事 (若干名)

第10条 役員会は、本会の年度予算の立案、事業の計画、遂行のほか、第 2 条の目的達成のために必要な臨機の事務を処理する。

第11条 会長は、本会を代表し、役員会の決議に基づいて会務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長は、役員会の互選によって定める。

第12条 幹事は、会員より選出する。

- 2 選出方法は、別にこれを定める。

第13条 幹事は、役員会を構成し、会長を補佐して会務にあたる。

- 2 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 名誉会長及び顧問

第14条 本会は、神戸国際大学学長を名誉会長に推す。

第15条 本会は、神戸国際大学教職員のうちより若干名を顧問に委嘱する。

第16条 顧問は、役員会の諮問に応じるため随時役員会に出席して意見を開陳することができる。ただし、議決に参加することはできない。

第5章 総会

第17条 総会は、原則として4月に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上の要求があるとき。

3 総会を開催する場合は、1週間前までにその目的・期日及び場所を会員に通知しなければならない。

4 総会において下記の事項を審議し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

- (1) 予算・決算の審議
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選出
- (4) 重要事項の審議

第6章 会計及び監査

第18条 本会の資産は、会費、寄附金及びその他の収入による。

第19条 削除

第20条 削除

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第22条 本会の会計事務処理を、神戸国際大学事務部長に委任する。

第23条 本会には、役員以外の会員より選出する会計監査（2名）をおく。

2 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この会則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、昭和49年4月13日から改正施行する。
- 3 この会則は、昭和50年4月14日から改正施行する。
- 4 この会則は、昭和56年4月8日から改正施行する。
- 5 この会則は、昭和57年4月8日から改正施行する。
- 6 この会則は、平成4年5月30日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成9年4月1日から改正施行する。
- 8 この会則は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

○ 神戸国際大学保護者会弔慰規程

(昭和 56 年 4 月 8 日制定)

最近改正 平成 7 年 4 月 1 日

第1条 この規程は、本大学の学生及び教職員に対する弔慰について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 この規程による贈与は、原則として届出に基づいて行う。

(弔慰金)

第3条 この規程の第 1 条に定める弔慰金は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 本人のとき | 10,000 円 |
| (2) 一親等以内の親族 | 10,000 円 |

(病傷害見舞金)

第4条 学生が病傷害により 20 日以上入院療養したときは見舞金 3,000 円を贈る。

ただし、自己の故意又は重大な過失による事故は対象としない。

第5条 第 3 条、第 4 条のほか、会長がその必要を認めた場合は弔慰金等を出すことができる。

第6条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 56 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

○ 役員選考に関する保護者会内規

(昭和 61 年 9 月 19 日制定)

最近改正 昭和 63 年 5 月 28 日

第1条 役員は、各学年から各 3 名を選出する。

(出身校が重ならないように配慮する。)

第2条 会長は、在学生の保護者から選出する。

第3条 副会長、会計監査は、在学生の保護者から選出する。

附 則

1 この内規は、昭和 61 年 9 月 19 日から施行する。

2 この内規は、昭和 63 年 5 月 28 日から改正施行する。